

特別養護老人ホームゆりの荘（短期入所）運営規程

第1章 総則

（目的及び基本方針）

第1条 この規程は、社会福祉法人楽久園会が設置運営する指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

指定居宅サービスに該当する指定短期入所生活介護、指定介護予防サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護」という。）の事業は短期入所生活介護を受ける者（以下「利用者」という。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

3 事業を運営するに当たり、地域と家族との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

（事業所の名称等）

第2条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名称 特別養護老人ホームゆりの荘
- （2）所在地 兵庫県多可郡多可町八千代区俵田1 1 1番地2 7

（利用定員）

第3条 施設の利用定員は10名とする。

第2章 職員および職務分掌

（職員の職種及び定数）

第4条 施設に次の職員を置く

- （1）施設長（管理者） 1名
- （2）事務員 1名
- （3）主任生活相談員または生活相談員 2名以内
- （4）介護士 20名以上25名以内
- （5）看護師 3名以上5名以内
- （6）管理栄養士 1名
- （7）調理員 4名
- （8）機能訓練指導員 1名
- （9）介護支援専門員 2名以内
- （10）嘱託医師 3名

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。
(職務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長 (管理者)
施設の業務を統括する。施設長に事故があるときは、副施設長が職務の代行をする。
- (2) 事務員
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- (3) 主任生活相談員または生活相談員
利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に関するに従事する。
- (4) 介護士
利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
- (5) 看護師
医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保険衛生業務に従事する。
- (6) 管理栄養士
給食管理、利用者の栄養指導に従事する。
- (7) 調理員
管理栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。
- (8) 機能訓練指導員
利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。
- (9) 介護支援専門員
利用者の短期入所生活介護計画の作成等介護支援に関する業務に従事する。
- (10) 嘱託医師
利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

2 職員の事務分掌及び日常業務の分担については施設長が別に定める。

第3章 指定短期入所生活介護サービスの内容および利用料

(指定短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護
介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
 - (ア) 1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
 - (イ) 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立に向けて必要な援助を行う。
 - (ウ) オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に取り替える。
 - (エ) 利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の日常生活等の世話を適切に行う。
 - (オ) 常時一人以上の常勤の介護士を介護に従事させるものとする。

- (カ) 利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。
- (2) 食事
 - (ア) 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。
 - (イ) 利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援する。
- (3) 健康管理

医師及び看護職員は常に利用者の健康の状況に注意すると共に、看護に係る責任者を定め、看護職員により利用者に対して24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講ずる。また記録の整備をする。
- (4) 機能訓練

利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
- (5) 相談・援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行う。
- (6) その他のサービスの提供

教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

 - (ア) 常に利用者の家族との連携を図るように努める。
- (7) 利用者に関する保険者への通知

指定短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。

 - (ア) 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する支持に従わないことにより要介護状態等の程度を増進させると認められるとき。
 - (イ) 偽り、その他不正な行為によって、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(指定短期入所生活介護利用料及びその他の費用)

第7条 指定短期入所生活介護の利用料は介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 自己負担額としては保険より支払われる額を差し引いたもの
- (2) 滞在費
 - ① 個室
 - ② 多床室
- (3) 食費
- (4) ご利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (6) 理美容代
- (7) 通常送迎を実施する地域以外の送迎に要する費用

(送迎の実施地域)

第8条 通常送迎を実施する地域は次のとおりとする。

- (1) 多可町

- (2) 西脇市
- (3) 加西市
- (4) 加東市
- (5) 神崎郡
- (6) 姫路市香寺町

第4章 運営に関する事項

(サービス利用の留意事項)

第9条 利用者が指定短期入所生活介護の提供を受ける際に利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容、手続き説明及び同意)

第10条 指定短期入所生活介護の提供に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第11条 利用者の心身の状況により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供する。

2 居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(提供拒否の禁止)

第12条 指定短期入所生活介護の利用申込がなされた場合は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 指定短期入所生活介護事業所の通常の送迎の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定短期入所生活介護事業者等を紹介するなど必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第14条 指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容に沿って、指定短期入所生活介護の提供をするように努める。

(要介護認定等の申請に関する援助)

第15条 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請がすでに行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の申請が遅くとも有効期間が終了する30日前には行われるよう、必要な援助を行う。

(心身の状況の把握)、

第16条 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に関係する居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス、又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第17条 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、居宅サービス計画が作成されていない場合には、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明する。

2 居宅介護支援事業者に関する情報を提供することなど、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第18条 居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿った指定短期入所生活介護を提供する。

(サービス提供の記録)

第19条 指定短期入所生活介護を提供した際には、指定短期入所生活介護の提供日及び内容、指定短期入所生活介護について利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第20条 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第21条 事業者は、利用者の介護認定用介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。

2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、指定短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。

3 指定短期入所生活介護の提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して、サービスの提供方法について理解しやすいように説明を行う。

4 事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(短期入所生活介護計画の作成)

第22条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の指定短期

入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 指定短期入所生活介護計画は、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 3 管理者は指定短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 4 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付する。
- 5 介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握する。
- 6 介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に当たり、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成する。
- 7 介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に当たり、個別計画の作成後個別計画実施状況の把握（モニタリング）をする。
- 8 介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に当たり、モニタリング結果を指定介護予防支援事業所へ報告する。

（揭示）

第23条 指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（勤務体制の確保等）

第24条 事業所は、利用者に対し、適切な施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。

3 事業所は、当該事業所の職員によって施設サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

4 事業所は職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）

に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずる。

5 事業所は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

（身体拘束等の禁止）

第25条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこと

ができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(秘密保持等)

第26条 従業者は又は過去に従業者であったものが、正当な理由がなくその業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

(居宅介護支援事業所等に対する利益供与等の禁止)

第27条 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品などの財産上の利益を供与しない。

(苦情処理)

第28条 提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業者は、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町に報告する。

5 事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受け入れた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(衛生管理等)

第29条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 事業所は、事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずる。

3 事業所は、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を月に1回程度開催し、介護職員その他の従業者に周知徹底する。

4 事業所は、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。

5 事業所は、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施する。

(地域との連携)

第30条 指定短期入所生活介護事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(会計の区分)

第31条 指定短期入所生活介護の事業の根拠となる事業所毎に、経理を区分すると共に指定短期

入所生活介護の事業の会計と、他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第32条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画
- (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 市町村への通知に関する記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(緊急時の対応)

第33条 現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関である加西市民病院、西脇市民病院、中町赤十字病院、公立社病院への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第34条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 事業者は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

4 事業所は、事故の発生及び再発防止のため、事故が発生した場合の対応及び報告の方法等が記載された指針を整備する。

5 事業所は、事故発生防止のための委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行う。

6 事業所は、事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を周知徹底する体制を整備する。

(非常災害対策)

第35条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

(暴力団等の影響の排除)

第36条 事業所を運営する当該法人の役員、施設の管理者及び職員は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ)であってはならない。

2 事業所は、その運営について暴力団等の支配を受けてはならない。

(ハラスメント対策)

第37条 事業所は、事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第38条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第39条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をおこなうものとする。

(法令との関係)

第40条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成14年3月29日規程第1号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成17年10月1日から適用する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この規程は、令和6年年4月1日から適用する。